

「専門実践教育訓練給付金」のご利用について(個人)_AIエンジニア講座受講の方へ

「AIエンジニア講座」を受講し修了した場合、受講料の70%が支給されます。

受講1ヶ月前、受講後1ヶ月以内に下記の手続きが必要です。

支給資格は個々によって異なります。必ずハローワークへご確認の上、ご自身で手続きをお願いします。

わかりやすい申請方法はこちらから https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_education.html#kyouiku

- ◆対象者 現在お勤めの方
 - ・初めて給付を受ける場合 通算して雇用保険期間2年以上
 - ・過去に給付を受けた場合 3年以上
- 現在お勤めじゃない方
 - ・H26年10月の専門実践教育訓練給付制度導入以前に「一般給付」を受けた場合、過去の受給から2年以上
 - ・通算して2年以上雇用保険に加入し、かつ離職1年以内の方



◆受講前手続き 受講1ヶ月前まで

1. 教育訓練給付金及び教育訓練 支援給付金受給資格確認票
2. ジョブ・カード(訓練前キャリアコンサルティングでの発行から1年以内のもの)又は「専門実践教育訓練の受講に関する事業主の証明書」※
3. 本人・住居所確認書類及び個人番号(マイナンバー)確認書類
4. 雇用保険被保険者証
5. 教育訓練給付適用対象期間延長通知書
6. 写真2枚
7. 払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード

※ジョブカードの発行にはキャリアコンサルティングの実施が必要です。

※事業主の証明書については下記をご参照ください。

https://www.hellowork.go.jp/dbps_data/_material/_localhost/senmonzixtusen_zigyounushi_syoumeisyo.pdf

◆支給申請 受講後1ヶ月以内

1. 教育訓練給付金の受給資格者証
(教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証)
2. 教育訓練給付金支給申請書
3. 受講証明書又は専門実践教育訓練修了証明書
4. 領収書
5. 返還金明細書

※修了基準

1. 出席率80%以上
 2. 修了テスト70点以上
- 当講座を修了しないと受給できませんのでご注意ください。

教育訓練施設名:株式会社北海道ソフトウェア技術開発機構
講座の名称:AIエンジニア講座
指定番号:510701820014